

継続 令和8年度 笠岡市競争入札(見積)参加資格審査申請書受付要項

【物品の売買・修理】 【役務の提供】

対象事業者

令和7年度に入札参加資格があり、令和8年度も入札(見積)に参加、又は物品の売買・修理、役務の提供を希望される方

1 受付期間

- 令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)まで
・持参の場合 午前9時～午後3時(正午～午後1時を除く。)
※土曜日・日曜日及び祝日は除く。
・郵送の場合 2月27日(金)必着

2 受付場所・申請書の提出先

笠岡市役所 総務部 財政課(本庁3階)
〒714-8601
岡山県笠岡市中央町1番地の1
電話 0865-69-2125 FAX 0865-69-2190

3 申請方法

- 市内業者は混雑を避けるため郵送での申請にご協力ください。
- 市外業者は原則郵送のみの受付

郵送の場合の注意点

- 受付票(申請者控)を返送するため、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- 封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。
- 2月27日(金)必着とします。
- 審査後、受付票の返信を以て業者登録完了となります。

※大変込み合いますので、受付票の返信まで15日程要します。

4 有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和9年2月に、新規の申請が必要です。

更新時期についての個別の案内は行いませんのでご了承ください。

(申請のご案内は令和9年1月までに笠岡市HPに掲載予定です。)

申請がない場合、入札参加資格が失効しますので、ご注意ください。

岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合、岡山県西部衛生施設組合、岡山県西部環境整備施設組合、岡山県西南水道企業団、笠岡地区消防組合、笠岡市立市民病院、笠岡市水道事業、笠岡市下水道事業への指名願は、笠岡市財政課へ提出されたもので兼用します。

5 その他注意事項

次の各号に該当する場合、申請書は受理できません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合
- ② 申請書及びその添付書類に虚偽の事実が記載してある場合
- ③ 申請書提出時点で、営業年数が1年未満の者
(営業の継承がある場合は事前に財政課へ相談してください。)
- ④ 賦課されている全ての税（国税、県税、市税）を完納していない場合
(分割納付等納税の猶予を受け手形等による納付をしている場合を含む。)
- ⑤ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者である場合
- ⑥ 希望する業種（営業）に必要な免許・許可・登録許可を受けていない場合
- ⑦ 申請された申請書及びその添付書類の審査により、その内容が適正と認められない場合

6 提出書類

・申請書類は順番にクリップ留めにして提出してください。（ホッチキスは不可）

（凡例：○必要、△該当する場合に必要）

番号	提出書類		備考
1	受付票	○	【笠岡市指定様式】
2	競争入札（見積）参加資格審査申請書	○	【笠岡市指定様式】
3	納税証明書（完納証明書）	① 国税 ・所轄の税務署で発行	※全社提出 本社・本店分 法人の場合 「様式その3の3」 個人事業主の場合 「様式その3の2」 ※ 国税の納税証明書はオンライン請求が便利です。 詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp (イータックス) https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm (国税庁)
		② 岡山県税 ・岡山県（県民局 ・地域事務所） で発行 ・他県のものは 不要	※岡山県内に本社又は委任先の支店等を有するなど、 岡山県税を賦課されている場合に必要 法人の場合 「県徵収金等の滞納がない証明」 個人事業主の場合 「県徵収金等の滞納がない証明」

			<p>※笠岡市内に本社又は委任先の支店等を有するなど、 笠岡市税を賦課されている場合に必要</p> <p>法 人の場合 法人名義の「市税完納証明書」</p> <p>個人事業主の場合 個人の「市税完納証明書」 ※笠岡市税が賦課されていない場合は、<u>住所地</u>の市町村税の完納証明書</p> <p>△</p> <p>注) 証明書交付申請前に、貴社の経理部門に笠岡市税の納税義務者の確認をしてください。 市税完納証明書の交付申請は納税義務者名での申請になります。 納税通知書が契約委任先に送達されている場合でも、市税の納税義務者が本社の場合は、本社名義の「市税完納証明書」を申請していただく必要があります。</p> <p>例) 市税完納証明が必要となる場合の具体例 ・法人名義の笠岡市固定資産税を納付している場合 ・従業員の市民税を特別徴収している場合</p>
4	業者登録カード	△	<p>※前回の申請時より新たに<u>営業品目等を追加又は変更したい</u>場合に提出</p> <p>【笠岡市指定様式】</p> <p>「営業品目一覧表」【物品】・「業務種目一覧表」【役務】参照</p>
※	返信用封筒	△	<p>※郵送の場合 受付票（申請者控）を返送するため、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・【笠岡市指定様式】は笠岡市のHPからダウンロードしてください。 ・納税証明書は、全て写し可（申請書提出日から<u>3か月以内</u>のものであること。） ・提出書類に不備がある場合、受理できません。添付書類・記入内容等十分ご確認ください。 			